

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 整備ゾーンと保全の方向性

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多く、箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界などによって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする（図2-1-1）。

■ ゾーン区分の検討項目

自然条件：海岸及び背後の地形、流入河川等

社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港などの利用形態等

生活文化圏：通勤、通学、買物などのいわゆる生活圏等

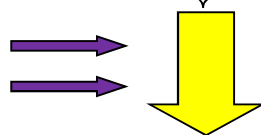


丹後沿岸の大部分が典型的なリアス海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷などによりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区界、経済圏、生活圏などを形成していく。

海を利用する産業など、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通などを利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

・ 行政区界
・ 沿岸の区分 等



ゾーニング

図2-1-1 ゾーニング区分の検討

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく 2 つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図 2-1-2 のようにゾーニングする。

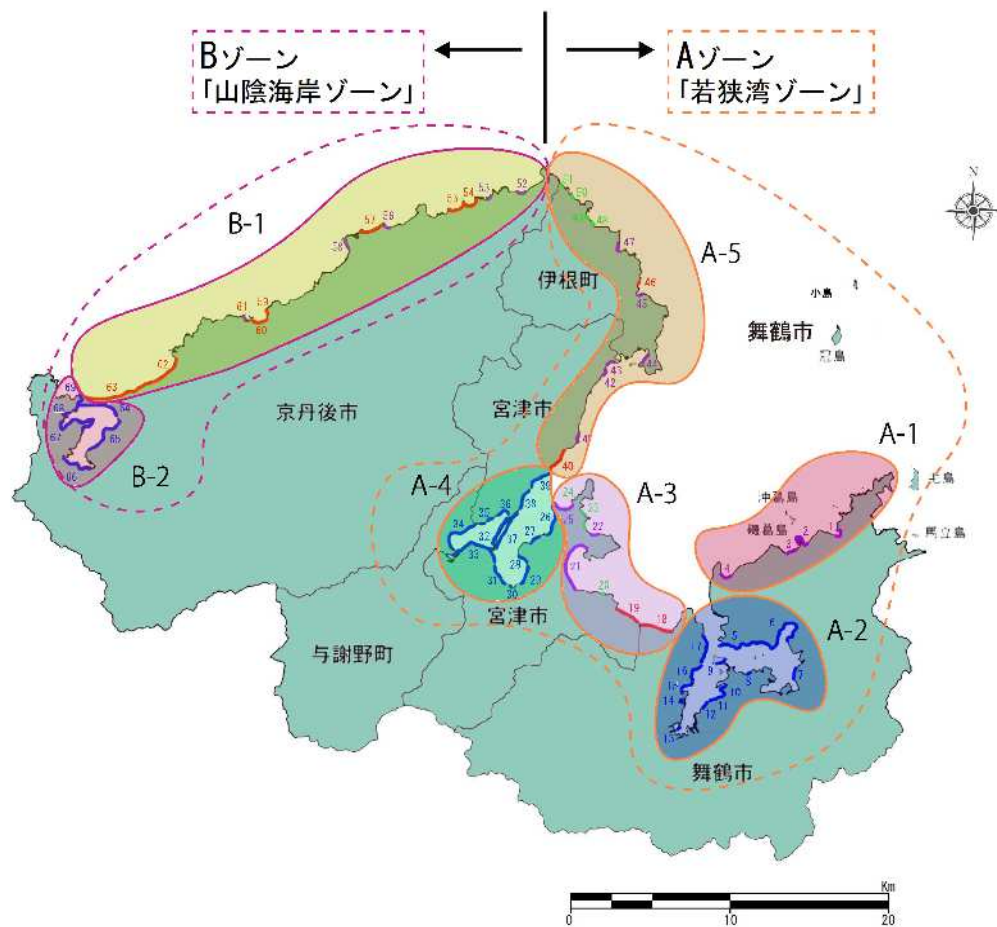


図 2-1-2 ゾーニング

(3) 各ゾーンの整備方針

設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。

A ゾーン(若狭湾ゾーン)

A-1:大浦ゾーン

半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。

〈 防護 〉

・背後地の漁村や集落などを守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策も組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

・若狭湾国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。
・漁業などの生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園などの海洋レクリエーション機能の向上を図る。

A-2:舞鶴湾ゾーン

湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第 1 位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物など、古くから発達している港町ゾーンである。

〈 防護 〉

・古くから整備が進められてきたゾーンであり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

・背後地の舞鶴赤れんがパークなどやすぐれた環境の適切な維持・保全に努める。
・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。
・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

A-3: 由良・栗田ゾーン

由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王^{あんじゅ すしおう}伝説の舞台となったゾーンである。

〈 防 護 〉

- ・侵食が進んでいる海岸については、潜堤（人工リーフ）などによる砂浜の保全を図る。
- ・砂浜地形などの自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。
- ・漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。

A-4: 宮津湾ゾーン

日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。

〈 防 護 〉

- ・天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・天橋立と調和したすぐれた海岸景観の保全を図る。
- ・観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。

A-5: 宮津・伊根ゾーン

日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。

〈 防 護 〉

- ・背後に漁村が密集する地域があり、人命や資産を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を推進する。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋などの貴重な建造物の保全に努める。
- ・漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。

B ゾーン(山陰海岸ゾーン)

B-1:京丹後ゾーン

丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島など、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。

〈 防護 〉

- ・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）など、海岸保全施設により対策を行う。
- ・砂浜地形などの自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物などの保全・回復に努める。
- ・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場などの海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイランなどの希少な海浜植物などの保全に努める。

B-2:久美浜湾ゾーン

白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。

〈 防護 〉

- ・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋がりの向上を図る。

2 海岸保全施設の新設又は改良

2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図（1）～（8）に示す。

< 施設の種類 >

- 前章で設定した防護水準を確保するよう、護岸などの配置計画を示す。なお、実施に当たっては、気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見などを踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護などによる複合的な対策、ソフト対策も組み合わせるなど、多層的で柔軟な対策の検討を行う。
- 整備する海岸保全施設の種類の、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）などとする（図 2-2-1）。

< 施設の規模 >

- 表中の計画天端高は、各海岸の代表断面において、2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さとして津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した。実施にあたっては、現地の地形条件や地元の意見などを踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。

< 施設の配置 >

- 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類

2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食などから防護される受益地域及び背後の土地利用状況などを基本計画図（1）～（8）に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。

3 海岸保全施設の維持又は修繕

3-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、海岸及びその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食などによる災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。

3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形などの把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化など構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮などの発生後など、必要に応じて緊急点検を実施する。

海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等
施設前面の洗掘、沈下などの損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤（人工リーフ）
洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下などを定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 砂浜
浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクルなどの適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂などを活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表 2-3-1 に示す。

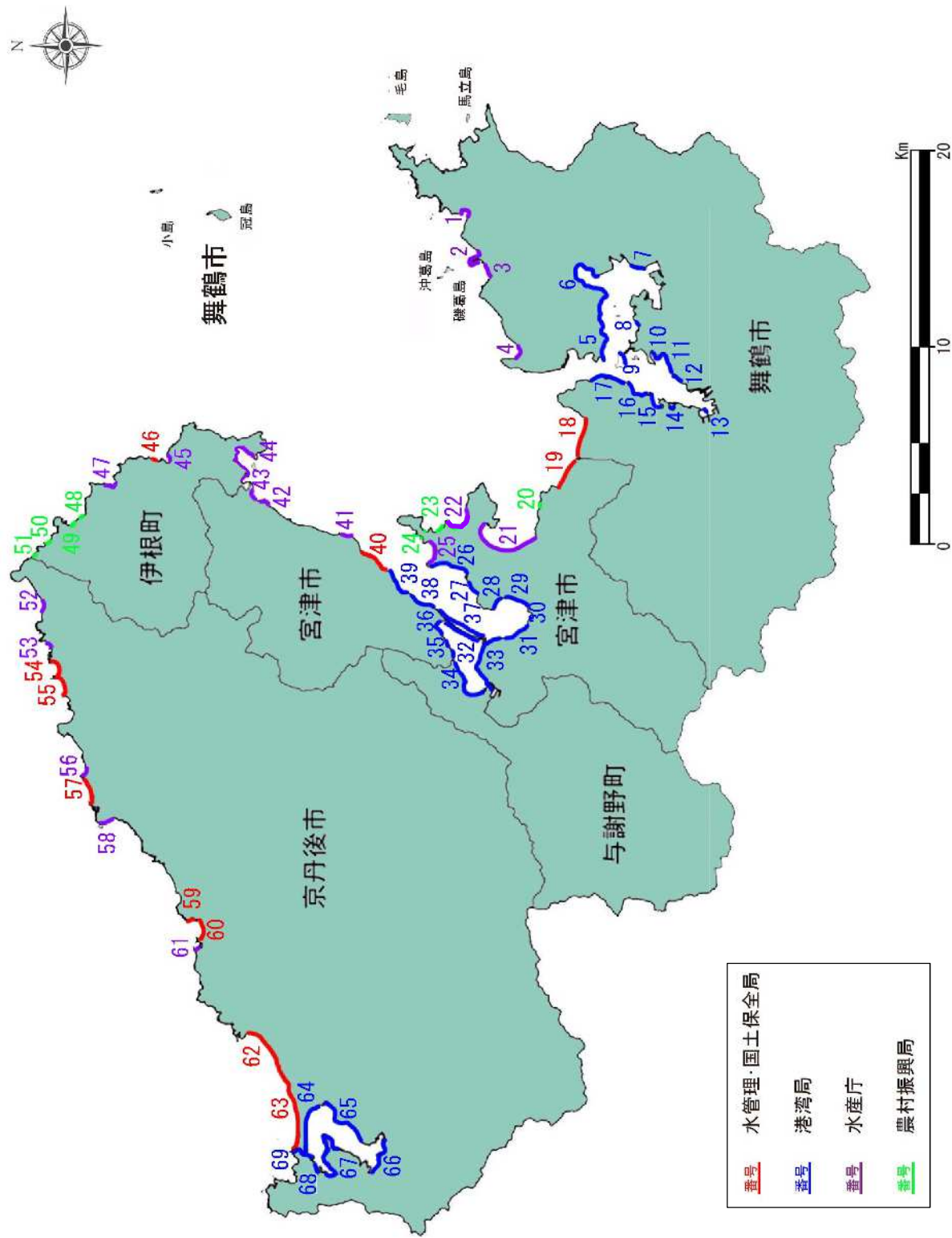


図 2-3-1 海岸保全区域 位置図

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管	市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長	施設 ^{※1}	新設 改良	計画 ^{※1}		規模（現況）		規模（新設・改良）				延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面)	状況	維持または修繕の方法	備考
									延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	代表断面 (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} （代表断面）								
													高潮・高波 (T.P.+m)	津波 (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面)					
A-1	1	野原漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	937	護岸	●	160	4.00	4.00	3.18	4.24	160	4.24	舞鶴市野原の一部	住宅地、道路	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	2	竜宮浜漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,518	突堤	●	128	1.00～1.50	1.60	2.57	3.54	128	1.00～1.50	舞鶴市小幡の一部	住宅地、森林、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には防波堤を考慮		
	3	竜宮浜漁港海岸 (三浜地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,175	護岸	●	244	1.50～4.10	4.10	3.60	3.71	454	4.10	舞鶴市三浜の一部	住宅地、道路、森林	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には防波堤を考慮		
	4	瀬崎漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	789	護岸	●	447	2.00～2.20	3.30	3.41	3.30	783	3.41	舞鶴市瀬崎の一部	住宅地、道路、森林	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
A-2	5	舞鶴港 佐賀良地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	4,670	護岸	●	4,670	1.47～1.67	1.67	2.57	1.98	4,670	2.57	舞鶴市佐賀良の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	6	舞鶴港 平地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,740	護岸	●	2,229	1.52～1.67	1.67	2.62	1.98	2,229	2.62	舞鶴市平の一部	工業用地、住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	7	舞鶴港 大谷地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,339	護岸	●	1,257	1.67～2.87	1.97	2.64	1.98	1,257	2.64	舞鶴市長谷の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	8	舞鶴港 長浜地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	332	護岸	●	332	1.67	1.67	2.67	1.98	332	2.67	舞鶴市長浜の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
A-2	9	舞鶴港 戸島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	900	護岸	●	840	1.97	1.97	2.52	2.52	840	2.52	舞鶴市戸島の一部	公園	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	10	舞鶴港 芦島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	216	護岸	●	187	0.67～1.67	1.67	1.84	1.98	187	1.98	舞鶴市芦島の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	11	舞鶴港 和田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,719	護岸	●	1,719	1.17～1.87	1.67	2.66	1.98	1,719	2.66	舞鶴市和田の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	12	舞鶴港 二尾地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	529	護岸	●	460	1.87	1.87	2.11	1.98	460	2.11	舞鶴市二尾の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	13	舞鶴港 喜多地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	383	護岸	●	383	1.77	1.77	2.17	1.98	383	2.17	舞鶴市喜多の一部	港施設、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	14	舞鶴港 大郡地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	761	護岸	●	616	1.17～3.87	1.47	1.98	1.80	616	1.98	舞鶴市大郡の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	15	舞鶴港 吉田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,760	護岸	●	1,182	1.17～1.87	1.67	2.61	1.98	1,182	2.61	舞鶴市吉田の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	16	舞鶴港 青井地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,000	護岸	●	1,806	0.97～3.77	1.67	2.36	1.98	1,806	2.36	舞鶴市青井の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	17	舞鶴港 白杉地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,340	護岸	●	2,006	1.87	1.87	2.68	1.98	2,006	2.68	舞鶴市白杉の一部	住宅地、道路、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
A-3	18	神崎海岸	(河)	舞鶴市	京都府	1,672	護岸	●	1,672	3.79～4.06	4.00	4.17	2.74	1,672	4.17	舞鶴市神崎の一部	住宅地、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮		
	19	由良海岸	(河)	宮津市	京都府	1,372	護岸	●	1,372	4.00～4.12	4.00	3.12	2.88	1,372	4.00	宮津市由良の一部	住宅地、農地	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リーフを考慮		
	20	桑島海岸	(農)	宮津市	宮津市	114	堤防	●	114	4.08	4.08	5.03	1.96	114	5.03	宮津市由良の一部	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施			
	21	栗田漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	4,289	護岸	●	2,074	1.50～2.50	2.00	3.80	3.80	2,074	3.80	宮津市栗田の一部 宮津市小幡の一部 宮津市小田留野の一部	住宅地、道路	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
A-3	22	島崎漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	護岸	●	98	4.00～4.10	4.10	5.34	2.30	98	5.34	宮津市島崎の一部	住宅地、道路	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	23	島崎海岸	(農)	宮津市	宮津市	459	堤防	●	75	4.70				75	4.70	宮津市島崎の一部	住宅地、農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施			
	24	田井海岸	(農)	宮津市	宮津市	35	堤防	●	30	2.39～2.49	2.39	2.93	1.78	30	2.93	宮津市田井の一部	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施			
	25	田井(栗田)漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	1,500	護岸	●	408		2.30	3.64	2.00	1,500	3.64	宮津市田井の一部	住宅地、道路	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	26	田井(栗田)海岸	(水)	宮津市	宮津市	210	護岸	●	210					210		宮津市栗田の一部	住宅地、道路	日常高潮及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			

※1 海岸景観や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を決定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の種類や「計画」、「現況」を見直す。

※2 「規模（新設・改良）」及び「規模（維持修繕）」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、設計等に基つき、適切な値に設定する。

※3 「天端高（代表断面）」は20年計画を前提として210年時点を超えて、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区間）において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に設置見直す。

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管 市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長	計画※1		規模（現況）		配置※1				規模（維持修繕）		受益地域の状況	備考		
						施設※1	新設 改良	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	代表断面 (T.P.+m)	延長※2 (m)	天端高※3（代表断面）		延長※3 (代表断面) (T.P.+m)					
												高潮・高波 (T.P.+m)	津波 (T.P.+m)						
A-4	26	宮津港 田井矢内地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,900	護岸	●	1,714	1.90～2.36	1.96	1,714	2.94	1,714	1.84	2.94	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	27	宮津港 獅子地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,150	護岸	●	1,150	1.90～2.36	2.36	1,150	2.68	1,150	1.84	2.68	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	28	宮津港 獅子地区海岸	(港)	宮津市	京都府	720	護岸	●	596	1.60～2.22	1.66	596	2.03	596	1.84	2.03	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	29	宮津港 波路地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,740	護岸	●	1,533	1.66～1.96	1.96	1,533	2.65	1,533	1.84	2.65	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	30	宮津港 島崎海岸地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,440	護岸	●	710	1.06～2.21	1.96	710	2.97	710	1.84	2.97	商業用地、住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	31	宮津港 杉ノ木地区海岸	(港)	宮津市	京都府	820	護岸	●	804	1.12～1.96	1.12	804	2.65	804	1.84	2.65	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	32	宮津港 文殊地区海岸	(港)	宮津市	京都府	4,900	護岸 突堤	●	3,885	0.72～2.26	1.66	3,885	2.01	3,885	1.38	2.01	商業用地、住宅地、道路、公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	33	宮津港 須津地区海岸	(港)	宮津市	京都府	2,500	護岸	●	2,560	1.56～1.82	1.82	2,560	2.42	2,560	1.38	2.42	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	34	宮津港 岩瀬地区海岸	(港)	丹波町	京都府	3,717	護岸	●	3,650	1.02～1.56	1.56	3,650	2.00	3,650	1.38	2.00	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	35	宮津港 清原地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,260	護岸	●	1,144	1.42～1.56	1.56	1,144	2.09	1,144	1.38	2.09	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-5	36	宮津港 大塚地区海岸	(港)	宮津市	京都府	620	護岸	●	589	1.56	1.56	589	2.30	589	1.38	2.30	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	37	宮津港 天橋立地区海岸	(港)	宮津市	京都府	5,010	突堤	●	3,600	0.72～0.86	1.16	3,600	2.05	3,600	1.38	2.05	公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	38	宮津港 北沢地区海岸	(港)	宮津市	京都府	2,600	護岸	●	2,505	1.16	1.16	2,505	2.05	2,505	1.38	2.05	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	天端高（代表断面）は、上段が阿蘇海側、下段が外洋側を示す。
	39	宮津港 白置地区海岸	(港)	宮津市	京都府	1,500	突堤	●	1,157	2.21	2.31	1,157	3.88	1,157	2.24	3.88	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	40	日置海岸	(河)	宮津市	京都府	1,708	護岸	●	206	3.90	3.90	206	5.21	206	2.08	5.21	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	41	養老港海岸 (宮ヶ鼻地区)	(水)	宮津市	宮津市	570	護岸	●	34	1.00～1.05	3.36	1,244	3.73	34	2.24	1.00～1.05	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時離岸堤を考慮
	42	養老港海岸 (宮ヶ鼻地区)	(水)	宮津市	宮津市	830	護岸	●	452	1.50～3.00	1.50	452	2.79	452	2.08	2.79	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	43	養老港海岸 (大島地区)	(水)	宮津市	宮津市	1,000	護岸	●	834	1.40～3.00	1.40	834	2.70	834	2.01	2.70	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮
	44	伊根港海岸	(水)	伊根町	伊根町	2,878	消波工	●	16	1.66	1.40	16	1.66	16	1.66	1.66	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	45	池浦港海岸	(水)	伊根町	伊根町	970	護岸	●	496	3.15～5.00	5.00	496	5.72	496	4.19	5.72	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-5	46	津母海岸	(河)	伊根町	京都府	30.4	護岸	●	180	4.84～5.00	5.00	—	4.58	180	2.91	5.00	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には離岸堤を考慮
	47	浦島港海岸	(水)	伊根町	伊根町	880	突堤	●	352	3.50～4.00	4.00	352	5.24	352	3.45	5.24	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	48	ヤベタ海岸	(河)	伊根町	伊根町	175	堤防	●	112	2.00	4.50	112	2.00	112	2.00	2.00	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	
	49	久保崎海岸	(河)	伊根町	伊根町	128	堤防	●	145	4.30	4.30	145	4.71	145	2.82	4.71	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	
	50	カマヤ白石海岸	(河)	伊根町	伊根町	205	堤防	●	214	6.10	6.10	214	7.52	214	2.82	7.52	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	
	51	カマヤ海岸	(河)	伊根町	伊根町	158	堤防	●	159	6.60	6.60	159	6.63	159	3.20	6.63	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	

※1 海岸護岸や利用状況等を踏まえ、面的防衛も含めて最適な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の修繕や「計画」、「配置」を見直す。

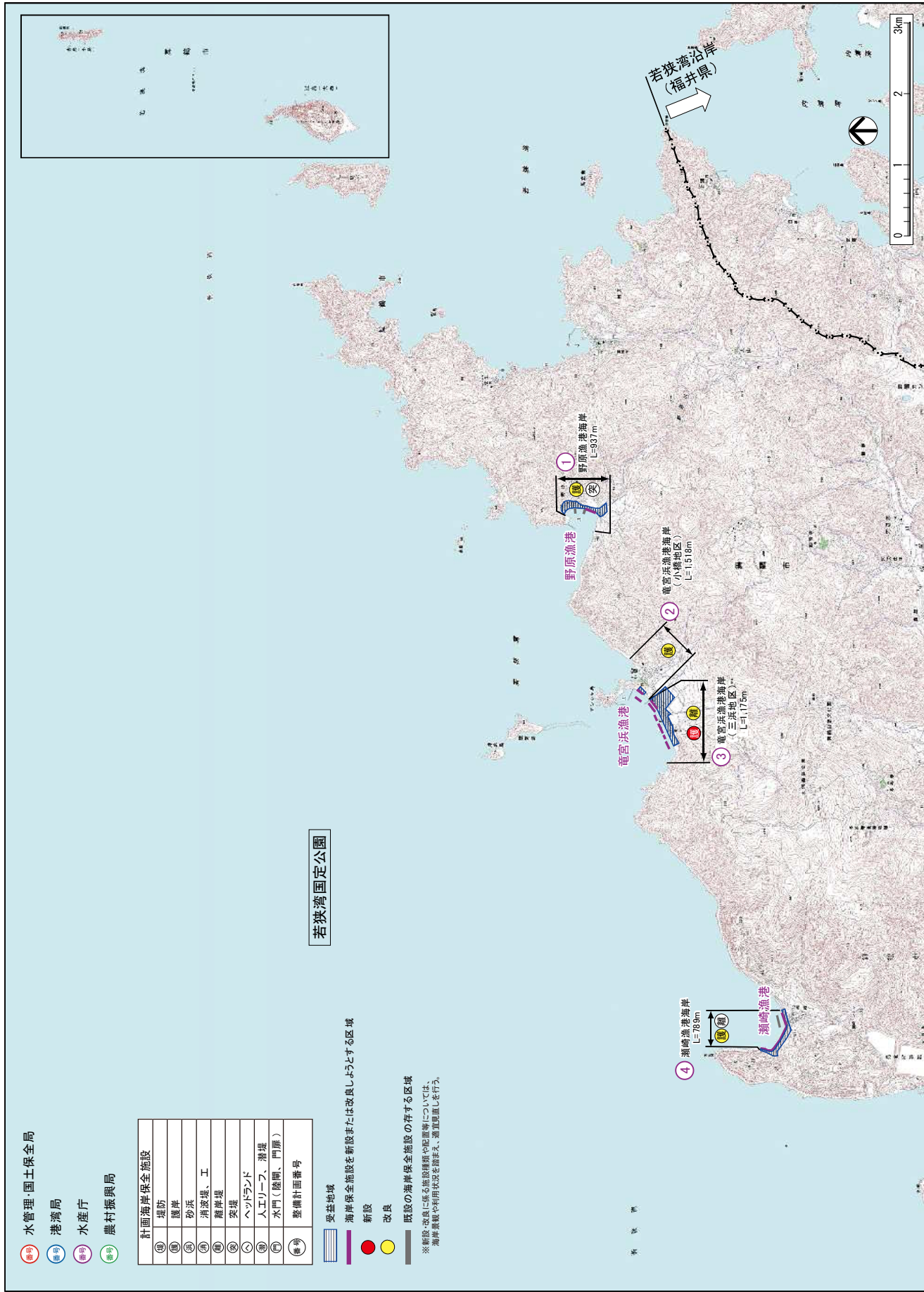
※2 「地盤・新設・改良」及び「規模（維持修繕）」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、設計等に基づき、適切な値に調整する。

※3 「天端高（代表断面）」は2℃上昇シナリオを前提とした計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区間）において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に調整する。

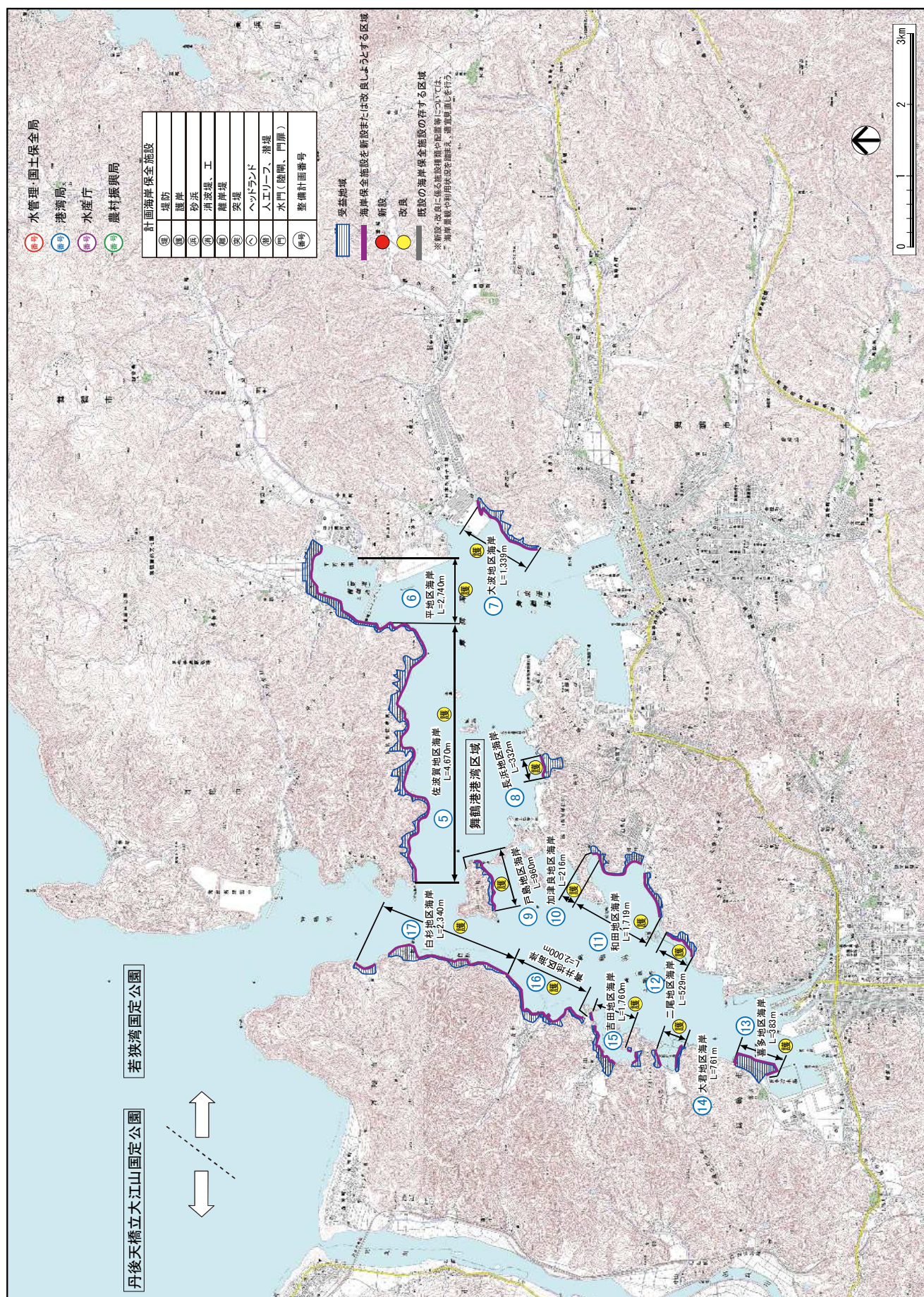
表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸保全 全区延長	施設	計画	規模（現況）			規模（新設・改良）			受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考				
					新設・改良	延長	天端高	延長 ^{※2}	天端高 ^{※3} （代表断面）	地域	状況							
												新設・改良			延長 ^{※2}	天端高 ^{※3} （代表断面）	延長 ^{※2}	天端高 ^{※3} （代表断面）
B-1																		
	52	袖志漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	106	3.20～4.00	3.20	106	5.65	5.65	4.05	99	0.30～1.50	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	53	中浜漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	612	4.00～4.50	4.44	612	4.76	2.84	2.84	642	4.76	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
	54	久保漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	200	-0.50	4.50	505	6.80	6.80	3.61	505	6.80	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
	55	上野・平海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	256	4.15～4.50	4.50	256	4.88	4.88	3.61	256	4.88	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
	56	竹野漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	197	4.50	4.50	197	5.81	5.81	5.47	197	5.81	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
	57	後ヶ浜海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	突堤	●	78	1.12～5.50	6.50	744	7.54	7.54	2.94	744	7.54	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
	58	小川漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	74	2.50	2.50	74	4.30	4.30	2.96	74	4.30	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
59	小浜海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	328	3.10	3.10	328	3.17	3.17	2.86	328	3.17	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
60	浅草川海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	突堤	●	230	4.30～4.50	4.50	1,270	4.89	4.89	3.19	1,270	4.89	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
61	浅草川漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	突堤	●	75											
62	浅草川海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	人工リープ	●	300	-2.00	-2.00	300	-2.00	-2.00	300	-2.00	300	-2.00	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
63	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	90	2.60	2.60	90	3.25	3.25	3.19	90	3.25	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
64	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	1,070	4.24～4.50	4.50	—	2.52	3.03	2.52	1,070	4.50	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
65	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	280			270				550		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
66	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	4,608		3.50	4,608	3.78	3.78	3.28	4,608	3.78	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
67	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	人工リープ	●	1,540	-2.00	-2.00	3,200	-2.00	-2.00	3,400	-2.00	3,400	-2.00	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮
68	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	2,708	0.71～2.37	1.87	2,708	2.68	2.68	1.94	2,708	2.68	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
69	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	3,633	1.17～1.87	1.87	3,633	2.18	2.18	1.94	3,633	2.18	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
70	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	160							160		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
71	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	2,657							2,657		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
72	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	2,488							2,488		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
73	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	563							563		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
74	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	1,967							1,967		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	
75	久喜漁港	(河)	京丹後市	京丹後市	護岸	●	1,967							1,967		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	「新設・改良」及び「維持修繕」の「天端高」算定時には人工リープを考慮	

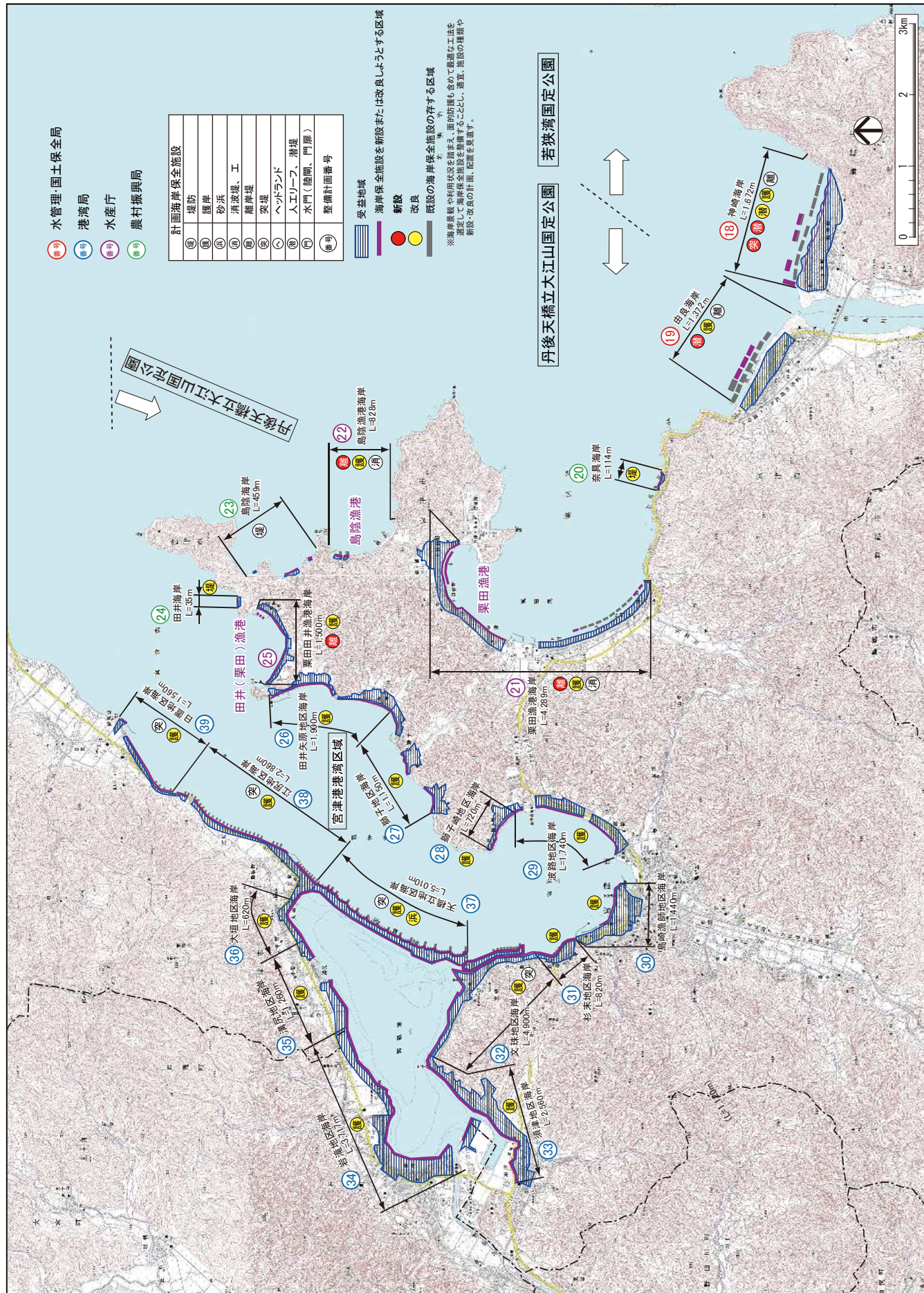
※1 海保施設の利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適切な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の規模や「断面」、「配置」を見直す。
※2 「新設・改良」及び「維持修繕（維持修繕）」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、地形等に基き、適切な断面に基づき、適切な断面に設置する。
※3 「天端高（代表断面）」は27℃上昇シナリオを想定年改とし、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区域）において、より詳細な検討を実施しうえ、適切な断面に設置する。



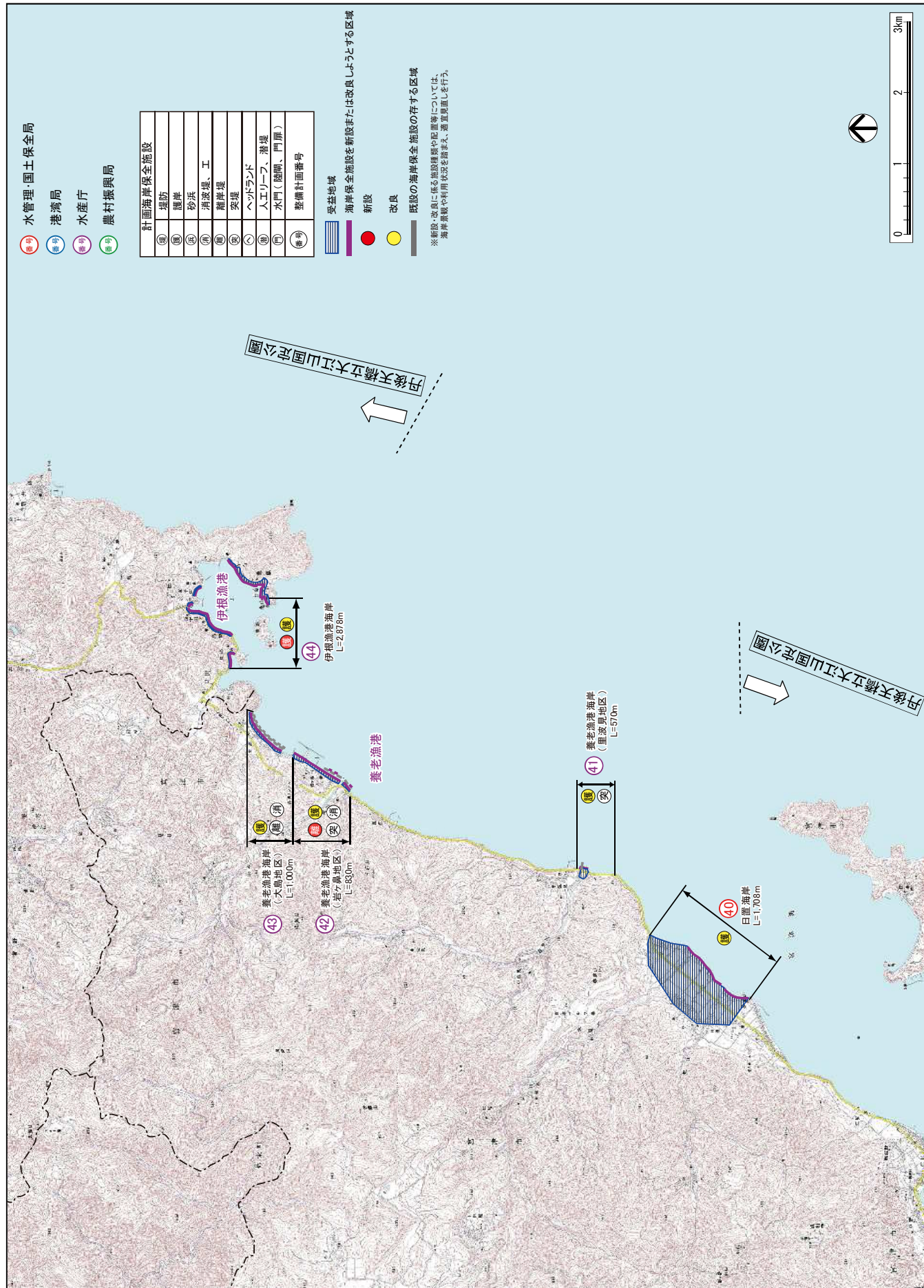
基本計画図 (1)



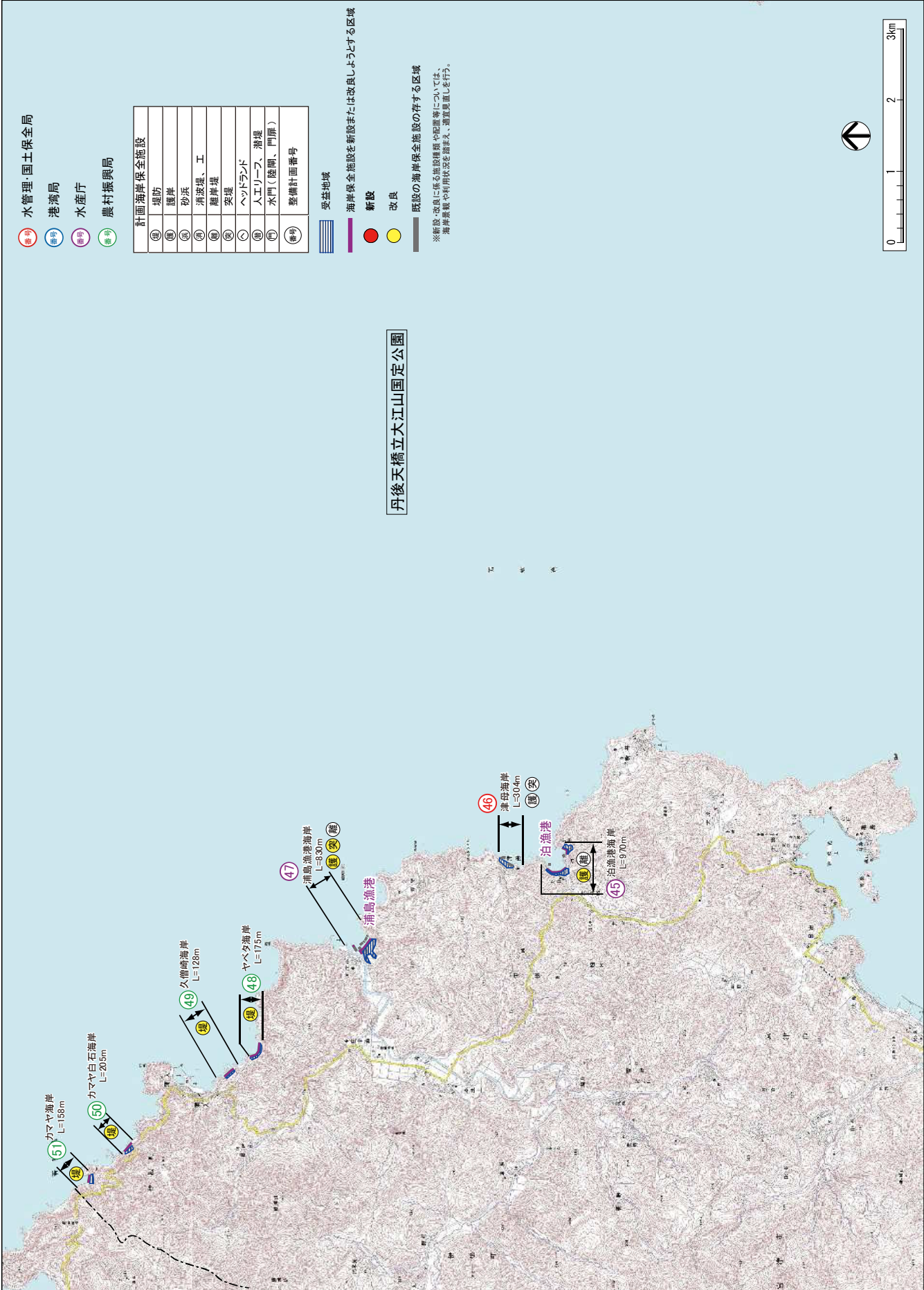
基本計画図 (2)



基本計画図 (3)

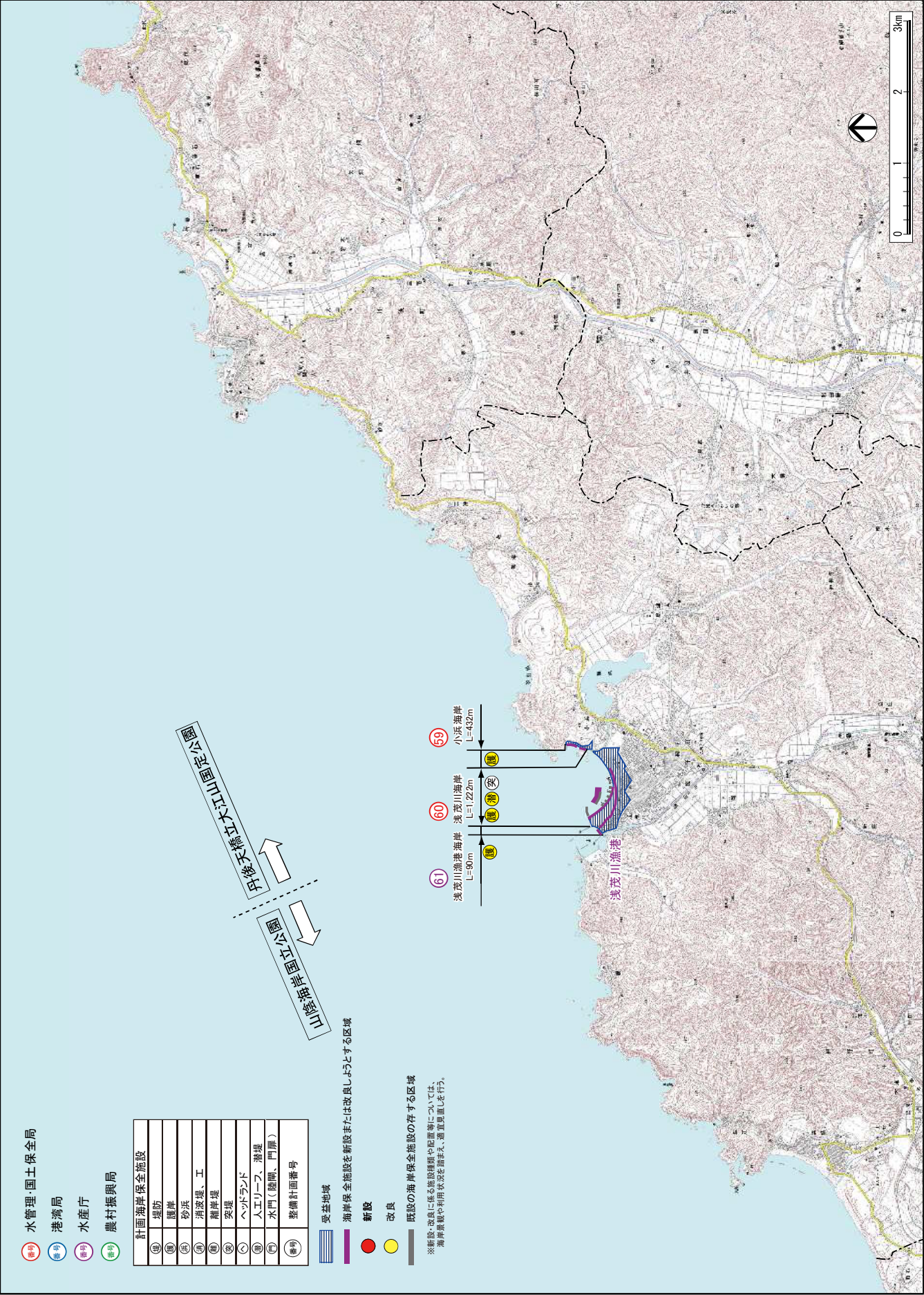


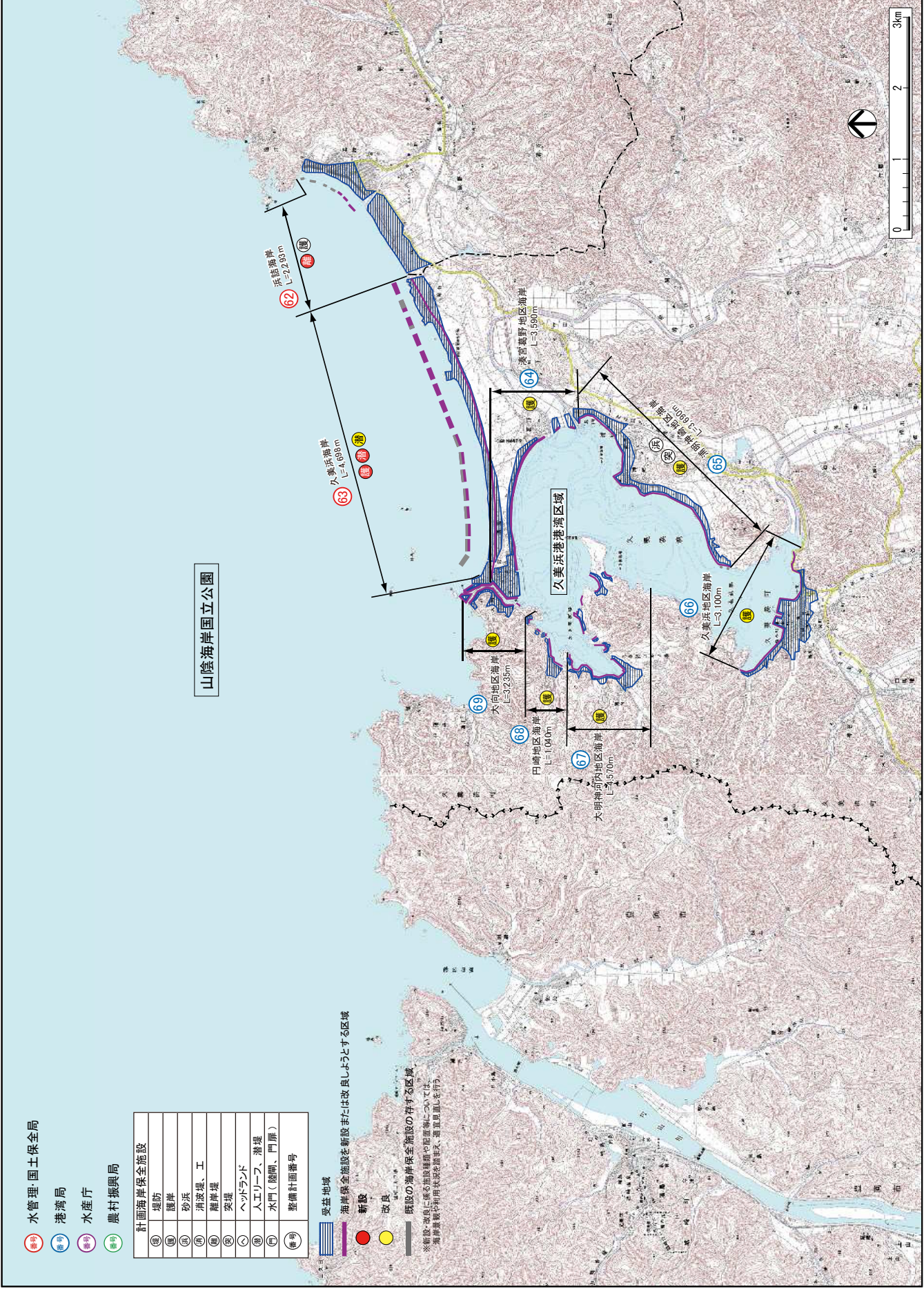
基本計画図 (4)



基本計画図 (5)







基本計画図 (8)